

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、次のとおり共同漁業の免許をした。
 なお、共同漁業の免許の内容は、令和5年4月28日付けで公示した岩手県内水面漁場計画のとおり。
 令和5年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

内水面漁場計画 の公示番号	免許 番号	漁業の免許を受けた者		共同漁業の免許年月日
		住 所	名 称	
内共第 1 号	同左	岩手県九戸郡洋野町種市第7地割34番地1	洋野町漁業協同組合	令和5年9月1日
内共第 2 号	〃	岩手県久慈市大川目町第15地割8番地1	久慈川漁業協同組合	〃
内共第 3 号	〃	岩手県九戸郡野田村大字玉川第2地割14番地	下安家漁業協同組合 ほか1	〃
内共第 4 号	〃	岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31番地4	普代村漁業協同組合	〃
内共第 5 号	〃	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中野40番地42	小本川漁業協同組合 ほか1	〃
内共第 6 号	〃	岩手県宮古市田老一丁目3番4号	田老町河川漁業協同組合	〃
内共第 7 号	〃	岩手県宮古市田老一丁目3番4号	田老町河川漁業協同組合	〃
内共第 8 号	〃	岩手県宮古市宮町三丁目10番59号	閉伊川漁業協同組合	〃
内共第 9 号	〃	岩手県宮古市光岸地4番40号	宮古漁業協同組合	〃
内共第 10 号	〃	岩手県上閉伊郡大槌町栄町23番22号	大槌河川漁業協同組合	〃
内共第 11 号	〃	岩手県上閉伊郡大槌町栄町23番22号	大槌河川漁業協同組合	〃
内共第 12 号	〃	岩手県釜石市鶴住居町第13地割17番地6	鶴住居川漁業協同組合	〃
内共第 14 号	〃	岩手県大船渡市赤崎町字石橋前10番地7	盛川漁業協同組合	〃
内共第 15 号	〃	岩手県気仙郡住田町世田米字世田米駅33番地	気仙川漁業協同組合	〃
内共第 16 号	〃	岩手県九戸郡軽米町大字軽米第8地割85番地	西部九戸河川漁業協同組合	〃
内共第 17 号	〃	岩手県二戸市金田一字大釜42番地6	南部馬淵川漁業協同組合 ほか1	〃
内共第 18 号	〃	岩手県八幡平市愛の山64番地2	岩手県米代川漁業協同組合	〃
内共第 19 号	〃	岩手県岩手郡岩手町大字川口第28地割162番地1	上北上川漁業協同組合	〃
内共第 20 号	〃	岩手県盛岡市藪川字外山288番地の2	岩洞湖漁業協同組合	〃
内共第 21 号	〃	岩手県八幡平市大更第35地割62番地	松川淡水漁業協同組合	〃
内共第 22 号	〃	岩手県岩手郡雫石町寺の下49番地1	雫石川漁業協同組合 ほか1	〃
内共第 23 号	〃	岩手県盛岡市川目第9地割168番地1	盛岡河川漁業協同組合	〃
内共第 24 号	〃	岩手県花巻市大迫町亀ヶ森第31地割7番地	稗貫川漁業協同組合	〃
内共第 25 号	〃	岩手県遠野市中央通り2番11号	上猿ヶ石川漁業協同組合 ほか1	〃
内共第 26 号	〃	岩手県花巻市二枚橋町北一丁目52番地	豊沢川漁業協同組合	〃
内共第 27 号	〃	岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割73番地11	西和賀淡水漁業協同組合	〃
内共第 28 号	〃	岩手県北上市芳町1番1号	和賀川淡水漁業協同組合	〃
内共第 29 号	〃	岩手県奥州市水沢宮下町24番地	胆江河川漁業協同組合	〃
内共第 30 号	〃	岩手県奥州市水沢宮下町24番地	胆江河川漁業協同組合	〃
内共第 31 号	〃	岩手県奥州市水沢宮下町24番地	胆江河川漁業協同組合	〃
内共第 32 号	〃	岩手県奥州市水沢宮下町24番地	胆江河川漁業協同組合	〃
内共第 33 号	〃	岩手県一関市大東町摺沢字但馬崎66番地1	砂鉄川漁業協同組合	〃

岩手県内水面漁場計画

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 内共第1号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町(有家川)

イ 漁場の区域 ア点とイ点を結ぶ線から上流の有家川本流及びその支流の区域(九戸郡洋野町大野と中野境から上流の区域を除く。)

ア点 北緯40度18.930分、東経141度46.958分

イ点 北緯40度18.929分、東経141度46.980分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡洋野町有家

(2) 公示番号 内共第2号

ア 漁場の位置 久慈市(久慈川)

イ 漁場の区域 ア点と基点第2号を結ぶ線から上流の久慈川本流及びその支流の区域(沢川、小屋畑川、大沢田川及び九戸郡洋野町の区域を除く。)

ア点 久慈川河口左岸導流堤下流端基部

基点第2号 久慈市長内町諏訪下防潮堤北端の標識

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	こい 漁業	〃
	ふな 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 久慈市(侍浜町を除く。)

(3) 公示番号 内共第3号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村及び下閉伊郡岩泉町(安家川)

イ 漁場の区域 九戸郡野田村大字玉川下安家大橋橋脚下流端の線から上流の安家川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	かじか 漁業	〃
	もくずがに 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡野田村大字玉川第2地割及び下閉伊郡岩泉町安家

(4) 公示番号 内共第4号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村(普代川)

イ 漁場の区域 ア点とイ点を結ぶ線から上流の普代川本流及びその支流の区域(下閉伊郡田野畑村の区域を除く。)

ア点 北緯40度1.039分、東経141度53.970分

イ点 北緯40度0.852分、東経141度54.077分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡普代村

(5) 公示番号 内共第5号

ア 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町(小本川)

イ 漁場の区域 ア点とイ点を結ぶ線から上流の小本川本流及びその支流の区域(下閉伊郡田野畑村の区域を除く。)

ア点 北緯39度51.097分、東経141度58.445分

イ点 北緯39度50.957分、東経141度58.373分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃

	こい	漁業	〃
	ふな	漁業	〃
	かじか	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 下閉伊郡岩泉町（安家並びに下有芸字長下及び字平畑を除く。）

(6) 公示番号 内共第6号

ア 漁場の位置 宮古市及び下閉伊郡岩泉町（撰待川）

イ 漁場の区域 ア点とイ点を結ぶ線から上流の撰待川本流及びその支流の区域（下閉伊郡岩泉町長下砂防えん堤から上流の区域及びリマガ沢を除く。）

ア点 北緯39度48.739分、東経141度58.988分

イ点 北緯39度48.719分、東経141度58.980分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ	漁業 4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業 1月1日から12月31日まで
	さくらます	漁業 〃
	いわな	漁業 〃
	うぐい	漁業 〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市田老並びに下閉伊郡岩泉町下有芸字長下及び字平畑

(7) 公示番号 内共第7号

ア 漁場の位置 宮古市（田代川）

イ 漁場の区域 宮古市田老字川向釜屋橋下流端の線から上流の田代川本流及びその支流の区域（宮古市田代芋野砂防えん堤及び亀ヶ沢砂防えん堤から上流の区域を除く。）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ	漁業 4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業 1月1日から12月31日まで
	さくらます	漁業 〃
	いわな	漁業 〃
	うぐい	漁業 〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市田老及び田代

(8) 公示番号 内共第8号

ア 漁場の位置 宮古市（閉伊川）

イ 漁場の区域 宮古市宮古橋上流端の線から上流の閉伊川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市宮古、千徳、根市、花原市、山口、近内、小山田、花輪、田鎖、松山、長沢、老木、茂市、臺目、腹帯、刈屋、和井内、古田、川井、片巢、箱石、鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、江繫、小国及び区界

(9) 公示番号 内共第9号

ア 漁場の位置 宮古市(津軽石川)

イ 漁場の区域 ア点とイ点を結ぶ線から上流の津軽石川本流の区域(下閉伊郡山田町の区域を除く。)

ア点 北緯39度35.281分、東経141度56.778分

イ点 北緯39度35.187分、東経141度56.927分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	うぐい 漁業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 宮古市津軽石及び赤前

(10) 公示番号 内共第10号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町(大槌川)

イ 漁場の区域 上閉伊郡大槌町大槌川水門下流端の線から上流の大槌川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 上閉伊郡大槌町

(11) 公示番号 内共第11号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町(小槌川)

イ 漁場の区域 上閉伊郡大槌町小槌川水門下流端の線から上流の小槌川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 上閉伊郡大槌町

(12) 公示番号 内共第12号

ア 漁場の位置 釜石市（鶴住居川）

イ 漁場の区域 釜石市鶴住居川水門下流端の線から上流の鶴住居川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 釜石市鶴住居町、片岸町、栗林町及び橋野町

(13) 公示番号 内共第13号

ア 漁場の位置 大船渡市（吉浜川）

イ 漁場の区域 大船渡市三陸町吉浜川口橋下流端の線から上流の吉浜川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

(14) 公示番号 内共第14号

ア 漁場の位置 大船渡市（盛川）

イ 漁場の区域 大船渡市大船渡町川口橋下流端の線から上流の盛川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第五種共同漁業	あゆ	漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます	漁業	〃
	いわな	漁業	〃
	うなぎ	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	かじか	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大船渡市（末崎町及び三陸町を除く。）

(15) 公示番号 内共第15号

ア 漁場の位置 陸前高田市及び気仙郡住田町（気仙川）

イ 漁場の区域 陸前高田市気仙川水門下流端の線から上流の気仙川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます	漁業	〃
	いわな	漁業	〃
	うなぎ	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	こい	漁業	〃
	ふな	漁業	〃
	かじか	漁業	〃
	もくずがに	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 陸前高田市（米崎町、小友町及び広田町を除く。）及び気仙郡住田町

(16) 公示番号 内共第16号

ア 漁場の位置 九戸郡軽米町及び九戸村（新井田川）

イ 漁場の区域 岩手県と青森県との境界から上流の新井田川本流及びその支流の区域（久慈市及び岩手郡葛巻町の区域を除く。）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな	漁業	〃
	うなぎ	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	こい	漁業	〃

	ふな	漁業	〃
--	----	----	---

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 九戸郡軽米町及び九戸村

(17) 公示番号 内共第17号

ア 漁場の位置 二戸市、八幡平市、二戸郡一戸町及び岩手郡葛巻町（馬淵川）

イ 漁場の区域 岩手県と青森県との境界から上流の馬淵川本流及びその支流の区域（八幡平市西根寺田及び荒木田の区域を除く。）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます	漁業	〃
	いわな	漁業	〃
	うなぎ	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	こい	漁業	〃
	ふな	漁業	〃
	かじか	漁業	〃
	わかさぎ	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 八幡平市細野、星沢、黒沢、赤坂田、安代寄木、扇畑、新田、松木田、保戸坂、小屋畑、高畑、寺志田、新屋新町、清水、吠田、曲田、打田内、小柳田、上の山、五日市、白岩、下町、谷地田、目名市、田の沢、滝沢、戸沢、川原、赤子平、松原、日影、湯の沢、繫沢、安代寺田、晴山、岩屋、石神、山口、前田、古屋敷、上藤、久保田、関沢口、中佐井、中田、山岸、岩木向、下の田、上岩木、下岩木、土沢及び安比高原並びに二戸市、二戸郡一戸町並びに岩手郡葛巻町

(18) 公示番号 内共第18号

ア 漁場の位置 八幡平市（米代川）

イ 漁場の区域 岩手県と秋田県との境界から上流の米代川本流及びその支流の区域（瀬ノ沢川本流は秋田県との境界から下流の区域、瀬ノ沢川支流は大多利沢川、切通川、南又沢との合流点から下流の大平川、泥沢との合流点から下流の茂谷地川本流に限る。）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 八幡平市越戸、田沢、苗代沢、谷地中、大面平、姥子石、鶴谷地、丑山口、丑山、殿坂下、田中下夕、柿本、沖田表、矢神、亦戸川原、杉沢、大沢、石森、左妻、小峠、栗木田、平又、長者前、根石、不動川原、長志田、大沢田、小森、馬場下夕、花館、馬揚沢、地藏田、田山、沢口、足深、家ノ裏、藍野々道ノ上、藍野々道ノ下、下モ川原、愛の山、欠

田、石名坂下夕、石名坂、折壁、和屋敷道ノ上、和屋敷道ノ下、日泥道ノ上、日泥道ノ下、切通、下夕川原、勝善川原、雀長根、比路平、小原道ノ上、小原道ノ下、瀬ノ沢、大多利沢口、ニ夕子、蛇石、相沢、戸鎖、佐比内、長坂、白沢口、中ノ平、赤平、兄畑中川原、沖ノ平、大又沢口、小岩井、中島、館市、兄川、作平及び袈部

(19) 公示番号 内共第19号

ア 漁場の位置 盛岡市及び岩手郡岩手町（北上川上流部）

イ 漁場の区域 北上川と松川との合流点から上流の北上川本流及びその支流の区域（盛岡市藪川田屋えん堤下流端から100メートル下流のア点とイ点を結ぶ線から上流の丹藤川本流及びその支流を除く。）

ア点 盛岡市藪川第3地割字川場9番地の12（企業局用地と民有地との境界）

イ点 盛岡市藪川第3地割字日向6番地の1

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	こい 漁業	〃
	ふな 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 盛岡市（藪川を除く。）及び岩手郡岩手町

(20) 公示番号 内共第20号

ア 漁場の位置 盛岡市（岩洞湖）

イ 漁場の区域 岩洞湖の区域（盛岡市藪川長沢橋下流端から下流の長沢川、一般国道455号との合点から下流の小石川、外岩洞橋下流端から下流の外岩洞川及び柴沢橋下流端から下流の柴沢川を含む。）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	ひめます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	こい 漁業	〃
	ふな 漁業	〃
	わかさぎ 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 盛岡市藪川

(21) 公示番号 内共第21号

ア 漁場の位置 八幡平市 (松川)

イ 漁場の区域 基点第26号の2と基点第26号を結ぶ線から上流の松川本流及びその支流の区域 (赤川本流及び八幡平市古屋敷の区域を除く。)

基点第26号の2 八幡平市大更第7地割199番地1の標識

基点第26号 盛岡市松内字館13番地5の標識

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 八幡平市大更、田頭、平笠、平館、堀切、西根寺田、帷子、上関、荒木田、松尾、野駄、松尾寄木、柏台、緑ヶ丘及び安比高原

(22) 公示番号 内共第22号

ア 漁場の位置 盛岡市、滝沢市及び岩手郡雫石町 (雫石川)

イ 漁場の区域 盛岡市JR東北本線雫石川鉄橋上流端の線から上流の雫石川本流及びその支流の区域 (柳沢林道交差点から上流の諸葛川本流及びその支流並びに葛根田第二発電所えん堤から上流の葛根田川本流及びその支流の区域を除く。)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	こい 漁業	〃
	ふな 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 盛岡市仙北一丁目、西仙北一丁目、本宮、下太田、中太田、上太田、繫、盛岡駅前通、盛岡駅西通、城西町、北夕顔瀬町、前九年一丁目、中屋敷町、稲荷町、大館町、長橋町、西青山、平賀新田、上厨川及びみたけ並びに滝沢市及び岩手郡雫石町

(23) 公示番号 内共第23号

ア 漁場の位置 盛岡市及び紫波郡紫波町 (築川)

イ 漁場の区域 盛岡市神子田町築川橋下流端の線から上流の築川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 盛岡市茶畑、神子田町、東中野、中野、東山、東安庭、門、南大通、本町通、山岸、加賀野、川目町、川目、築川、砂子沢、根田茂、乙部、三本柳、津志田及び手代森並びに紫波郡矢巾町及び紫波町

(24) 公示番号 内共第24号

ア 漁場の位置 花巻市（稗貫川）

イ 漁場の区域 北上川と稗貫川との合流点から上流の稗貫川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	こい 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 花巻市石鳥谷町及び大迫町

(25) 公示番号 内共第25号

ア 漁場の位置 花巻市、北上市、遠野市及び奥州市（猿ヶ石川）

イ 漁場の区域 基点第30号と基点第30号の2を結ぶ線から上流の猿ヶ石川本流及びその支流の区域

基点第30号 花巻市高木第13地割78番地の標識（国土交通省河川区域標柱）

基点第30号の2 花巻市矢沢第2地割354番地の標識

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃

	うなぎ	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	こい	漁業	〃
	ふな	漁業	〃
	わかさぎ	漁業	〃
	かじか	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 花巻市矢沢、高木、高松及び東和町、北上市臥牛並びに遠野市

(26) 公示番号 内共第26号

ア 漁場の位置 花巻市（豊沢川）

イ 漁場の区域 基点第31号と基点第31号の2を結ぶ線から上流の豊沢川本流及びその支流の区域

基点第31号 花巻市桜町三丁目豊沢川護岸上の標識

基点第31号の2 花巻市高田409番地先国土交通省四等三角点の標識

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます	漁業	〃
	いわな	漁業	〃
	うなぎ	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	こい	漁業	〃
	ふな	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 花巻市（矢沢、高木、高松、石鳥谷町、大迫町及び東和町を除く。）

(27) 公示番号 内共第27号

ア 漁場の位置 和賀郡西和賀町（和賀川上流部）

イ 漁場の区域 和賀郡西和賀町一般国道107号川尻橋上流端の線から上流の和賀川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	かじか	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 和賀郡西和賀町

(28) 公示番号 内共第28号

ア 漁場の位置 北上市、花巻市及び和賀郡西和賀町（和賀川下流部）

イ 漁場の区域 基点第33号と基点第33号の2を結ぶ線から湯田ダムえん堤までの和賀川本流及びその支流の区域（入畑ダムえん堤下流端から上流の夏油川を除く。）

基点第33号 北上市里分北上川堤防と和賀川堤防の合点の標識

基点第33号の2 北上市下鬼柳和賀川堤防の標識

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 北上市（臥牛を除く。）及び花巻市尻平川

(29) 公示番号 内共第29号

ア 漁場の位置 奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町（胆沢川）

イ 漁場の区域 北上川と胆沢川との合流点から上流の胆沢川本流及びその支流の区域（奥州市胆沢区胆沢ダムえん堤下流端の線から上流の区域を除く。）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	かじか 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 奥州市水沢区及び胆沢区並びに胆沢郡金ヶ崎町

(30) 公示番号 内共第30号

ア 漁場の位置 奥州市及び北上市（広瀬川）

イ 漁場の区域 北上川と広瀬川との合流点から上流の広瀬川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで

	さくらます	漁業	〃
	うなぎ	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	こい	漁業	〃
	もくずがに	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 奥州市江刺区

(31) 公示番号 内共第31号

ア 漁場の位置 奥州市（人首川）

イ 漁場の区域 北上川と人首川との合流点から上流の人首川本流及びその支流の区域

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称		漁業時期
第五種共同漁業	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます	漁業	〃
	うなぎ	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	こい	漁業	〃
	もくずがに	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 奥州市江刺区

(32) 公示番号 内共第32号

ア 漁場の位置 奥州市及び西磐井郡平泉町（衣川）

イ 漁場の区域 奥州市衣川区一般国道4号衣川橋上流端の線から上流の衣川本流及びその支流の区域（戸河内川を除く。）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称		漁業時期
第五種共同漁業	あゆ	漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ	漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます	漁業	〃
	いわな	漁業	〃
	うぐい	漁業	〃
	こい	漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 奥州市衣川区

(33) 公示番号 内共第33号

ア 漁場の位置 一関市（砂鉄川）

イ 漁場の区域 一関市川崎町薄衣砂鉄橋上流端の線から上流の砂鉄川本流及びその支流の区域（山口川砂防えん堤から上流の区域を除く。）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ 漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます 漁業	〃
	いわな 漁業	〃
	うなぎ 漁業	〃
	うぐい 漁業	〃
	こい 漁業	〃
	かじか 漁業	〃
	もくずがに 漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 一関市川崎町、東山町及び大東町

2 免許の予定日

令和5年9月1日

3 申請期間

公示の日から同年7月14日まで

4 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

5 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

(1) 岩手県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

意見なし、該当なし

(2) 漁場の図面

別添のとおり